



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 豊 和 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 権 藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 浜 野 法 生
(TEL 097-534-2611)

臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による
種類株主総会招集のための基準日設定並びに定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社豊和銀行（取締役頭取 権藤 淳）（以下「当行」といいます。）は、本日開催の当行取締役会において、本年 4 月 11 日開催予定の臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会（以下「臨時株主総会等」といいます。）招集のための基準日設定について決議し、また、「定款の一部変更の件」を臨時株主総会等に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会に係る基準日等について

本年 4 月 11 日開催予定の臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使できる株主といたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 公告日 | 平成 29 年 2 月 10 日（金曜日） |
| (2) 基準日 | 平成 29 年 2 月 28 日（火曜日） |
| (3) 公告の方法 | 電子公告（下記の当行ホームページに掲載いたします）
http://www.howabank.co.jp/ |

2. 臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会の目的事項等について

当行は、本日公表しております「第三者割当によるE種優先株式発行、A種優先株式（自己株式）の取得並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」に記載のとおり、E種優先株式の発行を予定しております。臨時株主総会等の目的事項はE種優先株式の発行に必要となる当行定款の一部変更に係る議案とすることを、また、臨時株主総会においては、さらに、E種優先株式の発行に係る議案も付議することを、それぞれ予定しております。

なお、臨時株主総会等の開催日時、開催場所及び付議議案等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

当行は、本日公表しております「第三者割当によるE種優先株式発行、A種優先株式(自己株式)の取得並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」に記載のとおり、その全額をコア資本に算入可能であるE種優先株式を発行し、その手取金の一部をコア資本への算入額が今後漸減していく適格旧資本調達手段であるA種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・充実させることを予定しております。つきましては、新たな種類の株式(E種優先株式)を発行することを可能とする定款変更を含め、以下の定款変更を行うことといたしたいと存じます。

- ① 新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。
- ② 第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

なお、E種優先株式の内容の一部につきましては、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年2月10日(本日) |
| (2) 臨時株主総会等の開催日 | 平成29年4月11日(予定) |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 同上 |

以 上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3億3千万株とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株及び1千6百万株とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3億3千万株とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、 <u>D種優先株式及びE種優先株式</u> の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株、 <u>1千6百万株及び8百万株</u> とする。
第7条～第12条 (省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条の2～第12条の4 (省略)	第12条の2～第12条の4 (現行どおり)
(新設)	<u>(E種優先株式)</u>
	第12条の5 当銀行の発行するE種優先株式の内容は次のとおりとする。
	<u>(E種優先配当金)</u>
	1 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された <u>E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）</u> に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、 <u>E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）</u> に、 <u>E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）</u> の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、 <u>当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>
	<u>(非累積条項)</u>
	2 ある事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に

現行定款	変更案
	<p>累積しない。 <u>(非参加条項)</u> 3 E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p><u>(E種優先中間配当金)</u> 4 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u> 5 当銀行は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(議決権)</u> 6 E種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p> <p><u>(種類株主総会)</u> 7 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p><u>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)</u> 8 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 9 当銀行は、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日（ただし、平成36年4月1日以降の日に限る）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優</p>

現行定款	変更案
<p>(優先順位) 第12条の5 A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第13条～第40条 (省略)</p>	<p>先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>② 当銀行は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10 当銀行は、平成39年4月1日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないE種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>11 E種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</p> <p>(優先順位) 第12条の6 A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第13条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上

本件に関する問合せ先	総合企画部	さいしよ 税所、 <small>たかつぐ</small> 高次	TEL 097 (534) 2608
------------	-------	---------------------------------	--------------------